

**(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設
整備・運営事業**

入札説明書等に対する質問への回答（第1回）

平成29年6月21日
埼玉西部環境保全組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
1	1	II	1	(4)ウ	事業期間	設計建設期間は、平成30年4月1日から平成34年9月30日と考えてよいですか。	お見込みのとおりです。
2	2	II	1	(4)オ	事業の対象となる業務範囲	「(ア)事業者が行う業務①1) 本施設の設計」の範囲について景観法、文化財保護法、森林法、農地法、土壌汚染対処法、道路法等々での業務区分について具体的にご教示願います。	実施設計段階における関係部署との協議によりその適否と工事内容が確定するものであり、事業者実績等により想定してください。
3	2	II	1	(4)オ	事業の対象となる業務範囲	(ア)事業者が行う業務①3)「組合が提示する調査」の内容を提示願います。敷地境界確定の要否によっても事業者が負担する調査費用が異なるため、具体的に提示願います。	現時点で提示しているもの以外にて提示可能なものはありません。
4	2	II	1	(4)オ	事業の対象となる業務範囲	(ア)事業者が行う業務①4) 5) 6)「支援」とありますが、どこまで貴組合が実施し、事業者は何を行い、何の費用を負担するのか具体的に提示願います。	組合が実施する申請、調査にあたっては、事業者提案の内容を反映させる必要があります。その書類作成、情報提供を想定しています。
5	2	II	1	(4)オ	事業の対象となる業務範囲	「(ア)事業者が行う業務①7) 建設工事に係る許認可申請」について事前協議等で提案変更が不可である事項についてご提示願います。(例) 残置林境界もしくは面積の変更、2号道路取付け位置の変更、造成区域流域面積 等	現時点で提示しているもの以外に事前協議して決定しているものはありません。
6	2	II	1	(4)オ	事業の対象となる業務範囲	(ア)事業者が行う業務①8)「事業者が負担すべき範囲」を具体的に提示願います。	要求水準書に規定される「仮囲いの設置」、「建設公害対策」、「工事車両出入口での交通整理」、「作業日・作業時間の遵守」、「工事に伴う環境調査」、「工事説明パンフレットの作成」、「住民説明会支援」等を想定していますが、これらに限られません。
7	2	II	1	(4)オ	事業の対象となる業務範囲	「(イ)組合が行う業務 ②本施設の運営・保安全管理に関する業務」において、「処理対象物の収集運搬・施設搬入」に関する業務記載がありませんが、「⑤その他これらを実施する上で必要な業務」に含まれると理解し、貴組合の所掌と考えて良いのでしょうか。	「⑤その他これらを実施する上で必要な業務」に含まれませんが、収集運搬及び施設搬入は、組合が実施します。
8	2	II	1	(4)カ	事業者の収入	施設整備費として建設JV等に支払う対価は、基本的に出来高に応じて支払うものとされていますが、「建設請負契約書【工事約款】」には、中間前払金(34条)と部分払(37条)が規定されています。本事業においては、中間前払金と部分払の併用は認められるのでしょうか。	本事業では、建設請負契約書【工事約款】第34条の適用はありません。
9	3	IV	(1)	イ	入札参加者の構成等	落札後、構成企業の変更を行い契約することは可能ですか。	組合が認めた場合は可能です。
10	3	IV	(1)	エ	入札参加者の構成等	本施設の完成後、SPCの本店所在地を、本施設に移転することは可能ですか。	本施設での会社登記は原則として認めません。
11	4	IV	(2)	ウ	入札参加者の要件	「構成企業の役割に応じて、鶴ヶ島市の平成29、30年度競争入札参加資格を有していること。」とありますが、該当する各資格は以下と理解して良いのでしょうか。 ①建屋の設計・建設企業の業種は「建築工事業」 ②プラントの設計・建設企業の業種は「清掃施設工事業」 ③運営企業の業種は「管理・運転」 ④その他の構成企業がある場合は、役割に応じて任意に判断	お見込みのとおりです。

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
12	4	IV	(2)	エ	入札参加者の要件	設計企業において、土木（造成）の設計を実施する企業の資格、実績要件はありますか。	お見込みのとおりです。
13	4	IV	(2)	カ(イ)	入札参加者の要件	「一般廃棄物を対象とし、全連続式焼却炉(2炉構成以上)の運営・保全管理実績を1件以上有していること。」とありますが、「運営・保全管理実績」とは保守点検を含む、運転管理実績と理解してよろしいでしょうか。	施設の運転と維持管理に関する実績を求めています。維持管理は、保守点検業務も該当します。
14	6	IV	2	(8)	入札予定価格の公表	入札予定価格は¥17,905,357,000（税抜）とありますが、「建設請負代金相当分」「委託料」個別の予定価格はなく、合算のみと考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	8	IV	3	(9)(ク)	設計図書	①施設概要における「主要施設の仕様等」と②図面「建築仕上図」の違いは何ですか。	前者は、仕様等を整理した表であり、後者は、図面を想定しています。
16	8	IV	3	(9)(ク)①	設計図書	①施設概要に記載する項目が明確ではありません。書式を提示頂くか、または、項目、記載例を示してください。	施設別面積等、主要構造・規模、建物概要・外部仕上等、貴社が必要と想定する施設の概要を記載してください。
17	8	IV	3	(9)(ク)②	設計図書	②図面の縮尺、方位は適宜でよろしいでしょうか。	原則、図面の上向きを北方向とし、縮尺は、事業者の提案とします。
18	8	IV	3	(9)(ク)②	設計図書	②図面「動線計画図」の何の動線を図面化すればよろしいでしょうか。また、複数の動線を図面化する場合、枚数・計画図に用いる図面種別は適宜選定すればよろしいですか。	前段については、施設に関わる搬出入車両の動線です。後段については、事業者の提案としますが、見やすいように提案願います。
19	8	IV	3	(9)(ク)②	設計図書	②図面「見学者動線計画図」に用いる図面種別は適宜選択すればよろしいですか。	お見込みのとおりですが、見やすいように提案願います。
20	8	IV	3	(9)(ク)②	設計図書	②図面「建築一般図」は、建屋の設計内容を図面化したものとし、プラント機器配置は別図で表現という方針でよいですか。	お見込みのとおりです。
21	8	IV	3	(9)(ク)②	設計図書	②図面「建築仕上図」の書式を提示願います。	事業者の提案とします。
22	8	IV	3	(9)(ク)②	設計図書	要求水準書第2章機械設備に歩廊・階段・点検床等が記載されていることから、歩廊・階段・点検床等については②図面「各階機器配置図」「機器配置断面図」に記載する必要があると理解してよいですか。	「建築一般図」に記載するか、「各階機器配置図」、「機器配置断面図」に記載するかは、事業者の提案とします。
23	8	IV	3	(9)(ク)②	図面	鳥瞰図は敷地入口と施設南側が入っていれば1枚でもよろしいでしょうか。	敷地入口側、施設南側の各1枚ずつとします。
24	8	IV	3	(9)(ク)②	図面	②図面「鳥瞰図」における敷地入口側、施設南側とは、2枚作成という意でしょうか。その場合、各図で見たいもの、確認したいもの違いを説明願います。	No23参照。
25	9	IV	3	(9)(ク)	設計図書	提出物における綴じ方（穴アケ・ファイル綴じ、ステプラー綴じ、紐綴じ等）、ファイルが必要な場合は、ファイルサイズ、ファイル仕様（紙、プラ等）、ファイルへの記載事項、記載箇所等御指示願います。	全て事業者の提案とします。

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
26	9	IV	3	(9)	提出方法	様式集では、設計・建設業務業務に関する提案書のうち、「施工計画」はA3版となっておりますが誤りでしょうか。A3版の場合、折り込みで綴じる必要がありますか。	様式第12-5号、様式第14-6号についてはA3で作成し、折り込みで提出してください。
27	9	IV	3	(9)	提出方法	設計図書は、設計図書名・通し番号程度が記載してあれば、枠線の有り無し等適宜判断の上で作成すればよろしいでしょうか。また、提案書各様式同様、物件名・応募グループ名等を各図に記載しなくてもよいですか。その他、記載不可事項等ありましたら御指示願います。	少なくとも設計図書名を記載してください。他は提案とします。
28	9	IV	3	(11)	提案書に関するヒアリングの実施	ヒアリングを実施する場合は、提案内容の評価前に行うものであり、セレモニー的に実施するものではないという理解でよいでしょうか。	ヒアリングでの内容を確認した上で、提案書の最終評価を行います。
29	12	VI	7	(2)	委託料	「委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、・・・」とありますが、改定を据置く許容変動幅の設定はないと理解すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	12	VI	7	(3)ア	本施設の整備に係る単価	「設計・建設期間中に、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた場合、・・・」とありますが、「著しい変動」とは「工事約款 第25条」に記載されています変動前後で1.5%（1000分の15）を越える場合との認識で良いでしょうか。	建設請負契約書【工事約款】第25条第1項のほか、第5項、第6項による変更もあり得ます。
31	12	VI	7	(3)イ	委託料	「委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、・・・」とありますが、改定を据置く許容変動幅の設定はないと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	16	別紙1	-	-	事業スキーム図	「構成企業」中に「その他企業」とありますが、定義をご教示願います。	設計企業、建設企業、運営企業以外に、提案内容に応じて必要となる構成企業です。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
33	全般					要求水準書として、本文中の「」での数値ブランク箇所の位置づけを明確にしてください。設計内容によるものであれば、当該箇所は事業者選定段階における要求水準ではなく、業者決定後の貴組合との協議において変更が生じた場合は、設計費用・工事費用の増減が発生するものと理解してよいですか。	本事業は、要求水準書（設計・建設業務編）p20の第1章第8節に示すとおり、責任設計・施工による性能発注方式にて、発注している業務であり、「」の中については、応募事業者にて責任をもって設計値を記載願います。なお、記載した値について、組合が意図した性能及び機能が発揮されない場合は、事業者の負担にて変更するものとします。
34	1	第1章	第1節	3	整備施設	「車庫」「洗車場」とありますが、各々P.157「第3節 2外構工事」の「(7)車庫棟」、「(9)洗車スペース」に該当すると考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	1	第1章	第1節	6(1)	敷地面積	小数点2ケタまで提示願います。また、当該面積及び添付資料1における区画を建築確認における敷地面積・形状とする必要がありますか。	前段は、敷地面積：49,093.76㎡です。後段は、確認申請時の協議によります。
36	1	第1章	第1節	6(1)	敷地面積	添付資料1のCADデータを提供願います。	入札の参加を意向する事業者に限り、現況平面図のCADデータを提供します。希望者は組合に連絡願います。
37	1	第1章	第1節	6(2)	敷地面積	「・・・(添付資料1参照)」とありますが、添付資料1の赤線で囲まれた範囲と町道第2号線の間部分は事業者側工事範囲に含まれるのでしょうか。また、残土量軽減の計画の中で取り付け道路付近の地区外用地の形状変更の提案は認められますか。	前段について、赤線で囲んだ範囲と町道2号線の間部分も事業者の施工範囲とします。後段について、極力、形状変更しないものとしますが、法令等を遵守し、詳細は、警察等協議によります。
38	3	第1章	第1節	8(4)	搬入道路	添付資料3において町道2号線と接する敷地境界線を提示願います。また、敷地境界線外における変更が必要となる搬入道路図となっておりますが、その部分の扱い（設計・申請方法、工事範囲内あるいは外）及び当図からの変更提案の可否、変更提案が可能である場合における設計及び工事における遵守条件を提示願います。	前段については、別紙1のとおりです。後段については、No37を参照。
39	3	第1章	第1節	8(4)	搬入道路	添付資料3のFH86.5ほどの部分の高さですか。工場棟の建物平均地盤面高さでしょうか、付属棟を含めた全体の建物平均地盤高さでしょうか。P155にFH=86.5mとすると記載されているため、FHの変更は不可と考えてよいでしょうか、変更可能な場合、その高さの上限、下限はありますか。	付属棟を含めた全体の建物の平均地盤面高さです。FHの変更は不可とします。
40	3	第1章	第1節	8(4)	搬入道路	添付資料3のCADデータを提供願います。	No36を参照。
41	3	第1章	第1節	8(4)	搬入道路	「・・・(添付資料3参照)」とありますが、添付資料3で道路境界線の範囲をご教示下さい。	No38を参照。
42	3	第1章	第1節	8(5)	敷地周辺設備	添付資料4、5のCADデータを提供願います。	No36を参照。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
43	3	第1章	第1節	8(5)2 ①	プラント用 水・ 生活用 水	<ul style="list-style-type: none"> ・上水の給水取合点は、P.179「3.給排水・衛生設備(2)給水設備工事 1)給水設備②」に「生活用水給水は、本組合指定の本管より分岐引込みとする。」とありますが、取合点をご教示ください。 ・取水可能量(m³/h、m³/日)及び取合点での配管径及び水圧をご教示願います。 ・また、水道料金は、鳩山町ホームページ記載の「鳩山町水道料金一覧表」によると理解して良いのでしょうか。 	<p>取合い点は、町道2号線頂部(別紙2)です。管径は、口径150mmのDCIP、水圧は、約0.25Mpaです。</p> <p>水道料金についてはお見込みのとおりです。</p>
44	3	第1章	第1節	8(5)2 ①	プラント用 水・ 生活用 水	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸のさく井工事及び揚水ポンプ等井水給水設備設置は本事業範囲に含まれるのでしょうか。 ・含まれる場合、さく井位置、井戸径、取水量等に制約があればご教示願います。 ・既に井戸がある場合、またはさく井が貴組合所掌となる場合は、井戸位置をご教示願います。 ・水質は別途分析の上ご教示いただけると考えて良いのでしょうか。 ・井戸径及び井水の取水可能量(m³/h、m³/日)をご教示ください。 ・井戸使用における権利金、使用料等は発生しないと考えて良いのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸のさく井工事及び揚水ポンプ等井水給水設備設置は事業者の工事範囲に含まれます。 ・水質調査は事業者にて実施するものとし、井戸の位置及び仕様については、事業者の提案をもとに設計時に協議します。 ・口径及び取水量については、埼玉県生活環境保全条例に準じてください。 ・井戸使用における権利金、使用料は発生しません。
45	3	第1章	第1節	9	工期	開発許可可否、造成工事着工と建築確認の関係等、スケジュール・申請に関して貴組合により実施された事前協議等あれば提示願います。	現時点で提出しているもの以外に提示可能なものはありません。
46	3	第1章	第1節	9(1)	着工予定	平成30年4月は設計建設期間の始期であり、工事着工と異なるということでしょうか。貴組合都合による実際の各工事(造成・建築・プラント)着工時期及び建築確認時期に対する制約はありますか。	前段についてお見込みのとおりです。後段について、特段の制約条件は、ありません。
47	3	第1章	第1節	10	関連工事	「本工事に関連して・・・調整により費用負担が生じた場合は、本工事の費用にて負担すること。」とありますが、調整が必要な事項があれば、具体的にご教示いただけないでしょうか。また、費用負担が生じた理由の原因の所在により「建設請負仮契約書(案)」及び各「約款」記載事項が本項においても適用されると理解して良いのでしょうか。	前段については、現時点では、接道部及び敷地周辺設備・ユーティリティ等接続部を想定しています。後段については、原因者問わずで契約書が優先適用されます。
48	4	第1章	第2節	1(2)	処理対象ごみ	「(2)可燃性粗大ごみ」、P.64には「12 可燃性粗大ごみ破砕機」とありますが、P157.「(8)ストックヤード」には、「・・・搬入された粗大ごみを・・・。」とあり、「要求水準書(運営・保全管理業務編)」においても「粗大ごみ」で統一されております。本書類当該記載部分は全て「可燃性粗大ごみ」として理解して良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本可燃性粗大ごみについては、不燃物も混入する可能性がある為、事業者にてストックヤードで分別願います。
49	4	第1章	第2節	2	計画ごみ質	表3の各元素割合合計は、99.99%であるため、便宜的に酸素を35.55%として調整して良いのでしょうか。	便宜上構いませんが、計算結果は影響リスク側で常に設計してください。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
50	6	第1章	第2節	8(2)8	給水設備	「非常時に井水も利用可能とする。」とありますが、常用もしくは取水制限が有る場合は当該水量を上限として、井水を日常的に利用することは可能でしょうか。また、その場合の負担金等の発生はないと考えて良いでしょうか。	日常的に利用することは不可とします。
51	6	第1章	第2節	8(2)9 ③	生活排水	「浄化槽で処理後、放流」とありますが、既に河川協議等は終了していると理解して良いでしょうか。また、南北の放流の方向の制約有無をご教示願います。また、放流に係る負担金等の発生はないと考えて良いでしょうか。	前段について、設計により必要な協議に関しては、本事業開始後に事業者にて協議願います。 後段について、浄化槽処理後の生活排水は、北側に放流し、南側への放流は認められません。また、負担金は発生しません。
52	6	第1章	第1節	8(11)	煙突	計画地地盤高さとは、工場棟の建物平均地盤高さですか、付属棟を含めた全ての建物の平均地盤高さですか、あるいは具体的高さからの高さ指定であれば、その数値を提示願います。	No39を参照。
53	6	第1章	第1節	8(11)	煙突	内筒、外筒とも高さ59mで一致させる必要があると理解してよいですか。	排出口である内筒の高さが59mと理解してください。
54	7	第1章	第2節	12(9)	配置・動線計画	工作物設置制限範囲とは具体的にどの範囲かご教示下さい。	各種関係法令等を満足できる範囲として、事業者において設計してください。
55	7	第1章	第2節	12(7)	配置・動線計画	添付資料3での敷地内アプローチ通路部分は分離できない形状・幅員と思われますが、分離できるように変更設計を行う必要がありますか。	添付資料3は配置を指定するものではありません。分離できるように設計してください。
56	7	第1章	第2節	12(11)	配置・動線計画	「敷地」と「使用敷地」の違いは何でしょうか。	「使用敷地」は、「使用し、敷地」と修正します。
57	7	第1章	第2節	12(11)	配置・動線計画	使用敷地西側という曖昧な要求水準ですが、例えば添付資料3の工場棟配置の場合は工場棟の西角のことでしょうか。工場棟北西面であればどこでもよいという意でしょうか。それとも、工場棟の配置自体を添付資料3よりも使用敷地の西角に寄せ、かつ煙突を西角に配置する必要があるということでしょうか。	「使用敷地」は、「使用し、敷地」と修正します。敷地西側は、生活環境影響調査結果から大幅な変更を要さない位置という主旨です。
58	8	第1章	第2節	12(14)	配置・動線計画	開放する緑地とは、立ち入れる緑地の意ですか。また、開放とは24時間、施設管理者の承諾を必要としないものという意味でしょうか。具体的には添付資料3配置図であれば遊歩道が記載してある部分のことでしょうか。また、少なくとも、当図のような位置、町道からの歩行者・自転車動線であれば、要求水準を充足すると判断してよいでしょうか。	開放する緑地とは、一般者が立ち入れる緑地とします。開放時間は、協議によりますが、開放する緑地は、事業者の管理範囲です。 添付資料3は、要求水準を充足する上での参考として示すものであり、範囲は、事業者の提案とします。
59	8	第1章	第2節	12(14)	配置・動線計画	施設出入り口付近とはどこですか。また、筆1109-1、1115、116-1を確認できる資料を提示願います。	前段について、町道から施設への入口周辺を意図しています。 後段について、筆1109-1、1115、1116-1等については、別紙1のとおりです。
60	8	第1章	第2節	12(14)	配置・動線計画	筆1109-1、1115、116-1等の「等」とはどれか一筆のことを指すのか、その辺りのことを指すのか、具体的にご指示願います。	寸断される町道へのアクセスが可能となるような筆1109-1、1115、1116-1の周辺を想定しています。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
61	8	第1章	第2節	12(14)	配置・動線計画	24時間開放ですか、あるいは管理区画（門扉等）必要ですか。階段・通路を設ける目的、管理区画の必要性及び位置を提示願います。	前段については、No58参照。 後段については、建設用地が造成された場合、筆1109-1、1115、1116-1等の土地への生活通路が分断される為、新たに設けるものです。仕様については、機能性、意匠性や安全性等に配慮されることを前提に、事業者の提案とします。
62	8	第1章	第2節	12(16)	配置・動線計画	「・・施設出入口付近から筆1109-1、1115、1116-1等へ接続可能な階段及び通路を整備すること。」とありますが、 ・本階段及び通路の使用目的をご教示願います。（生活通路、メンテナンス用等） ・設置に当たり、具備すべき必要な数量、仕様等があればご教示願います。	No. 61を参照。
63	8	第1章	第2節	12(16)	配置・動線計画	具体的には、少なくとも添付資料3における青ハッチ、赤ハッチの形状（片側、ループしないため一部車両動線を横断する）で設ければ要求水準を充足すると考えてよいですか。	No. 61を参照。
64	8	第1章	第2節	12(17)	配置・動線計画	「・・当該廃棄物の処理の状況に関する確認を行える設備一式を整備すること。」とありますが、どのような状況で何を確認する設備を想定されていますか。ご教示ください。	排出事業者が自ら排出した廃棄物が受け入れられ処理されたことを確認できる設備を想定しています。
65	13	第1章	第3節	2(4)	悪臭対策	ごみピット上部の梁は臭気が外部に漏洩しない構造・仕様であれば鉄骨造としても良いでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
66	17	第1章	第6節	-	材料及び機器	海外調達材料を使用した場合、事前にJIS等国内基準等と同等であることが分かる資料を提出し、監督員の承諾を受ければ、ミルシートは英文表記が認められると考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	19	第1章	第7節	-	試運転及び運転指導	本業務試運転期間において、貴組合既設焼却炉の運用予定により、新施設に搬入されるごみ量等が決定されると思われる、試運転時の試運転計画・操炉計画等に影響を及ぼすと思われます。したがって、試運転期間における貴組合既設焼却炉の操炉計画をご教示いただけないでしょうか。	現時点で提示できる計画はありません。試運転に必要なごみ量は確保する予定です。
68	19	第1章	第7節	3	試運転及び運転指導	「正式引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用については、ごみの搬入、焼却主灰等の残渣の資源化・処分、資源物の売却は本組合が負担する。資源物の売却、売電による収益は本組合の所掌とする。これ以外の経費は事業者の負担とする。」とありますが、「残渣の資源化・処分、資源物の売却」に伴う「搬出時運搬業務」も貴組合所掌と考えて良いでしょうか。	車両積込までは、事業者の所掌とします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
69	21	第1章	第8節	3(4)	非常時対応の性能試験	P.27「表13 13緊急作動試験」とありますが、本項目と同一の試験と理解して良いでしょうか。 同一である場合、「1)確認方法」に「本設備の受電及び発電設備を遮断し、非常用発電機の稼働時の非常時対応の性能試験を行う。」とありますが、一方、P.27「表13 13緊急作動試験」には、「電力会社の受電、蒸気タービン発電機、非常用発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であること。非常用発電機作動時にあたっては安定して施設を停止できること。」とあり、どちらを正と考えれば良いでしょうか。	別の試験です。詳細は試験要領書において協議します。
70	22	第1章	第8節	6	安定稼働試験	安定稼働試験で立証すべき事象は具体的に何を想定されていますか。また、併せて必要な試験期間も具体的にご教示願います。	試運転期間中、監督員との協議により定めた期間において、定常運転において焼却量、温度、発電量、排ガス濃度等の管理値内の安定稼働の確認を行うものです。
71	22	第1章	第8節	7(4)	稼働後の4季の性能確認試験	本項目では、「・・・表13に示す各項目のうち、・・・監督員が指示する性能確認を行い、・・・排ガス等のデータ等についてはデータログ等により、確認するものとし、・・・」とありますが、中には常設分析計器を設置していないものもあります。 ・表13記載の項目中性能確認対象となる項目をご教示ください。 ・連続分析計器設置項目以外について、運営・保全業務の中で実施する各分析/測定結果を必要に応じて使用させていただくことは可能でしょうか。	緊急作動試験を除く、表13中の全てを想定しています。詳細は、実施設計において協議します。
72	25	第1章	表13	4 5	焼却主灰 飛灰処理物	各分析項目について「(2)測定頻度 2時間ごとにサンプリングを行う。」とありますが、「2時間ごと」の継続期間はどのように考えれば良いでしょうか。またその各サンプリング分を混合して1検体として分析する理解で良いでしょうか。サンプリング及び検体化ルールについての考え方を教示いただけないでしょうか。 また飛灰に関しては「灰処理装置運転時間中」のみになると思われませんが、併せてご教示いただけないでしょうか。	2時間毎の24時間以上を原則とします。サンプリング及び検体化ルール等を含む詳細は、試験要領書において協議します。
73	30	第1章	第9節	2	かし検査	「・・・かし検査にかかる費用は、事業者の負担とする。」とありますが、費用負担に関しましては、検査及び調査の結果による責任の所在により「建設請負仮契約書(案)」及び各「約款」記載事項が本項においても適用されると理解して良いでしょうか。	原因者問わずで契約書が優先適用されます。
74	32	第1章	第9節	5(2)	かし担保に要する経費	同上と考えて良いでしょうか。	No73を参照。
75	34	第1章	第11節	1(5)	本施設の設計業務	必要な費用を正確に積算するため、本事業に関連すると思われる調査等について、事業者側が事前に行政との協議を行っても良いでしょうか。	事前の行政との協議は、不可とします。
76	34	第1章	第11節	1(7)	本施設の設計業務	確認申請の提出先は指定確認検査機関としても良いでしょうか。	問題ありません。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
77	37	第1章	第11節	8	契約金額の変更	「6実施設計の変更(1)」に「・・・、本組合の指示により変更する場合はこの限りではない。」とありますが、費用負担に関しましては、変更理由の責任の所在により「建設請負仮契約書(案)」及び各「約款」記載事項が本項においても適用されると理解して良いでしょうか。	原因者問わずで契約書が優先適用されます。
78	38	第1章	第11節	10(1)	疑義の解釈	「要求水準書及び基本設計図書及び提案書・・・」とありますが、文中記載の「基本設計図書」＝「実施設計図書」と理解して良いでしょうか。	基本設計図書とは契約後速やかに提出していただく設計図書です。
79	39	第1章	第12節	1(4)	建設業務の基本的考え方	「近隣住民」とは「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に記載の近隣関係者と考えて良いでしょうか。	基本的には、泉井及び上熊井地区の住民を想定しています。
80	40	第1章	第12節	3(2)4)	設計変更	「・・・実施設計の変更が生じた場合は、・・・実施設計の変更が生じた場合は、事業者の責任において変更しなければならない。この場合、請負金額の増額は行わない。」とありますが、設計変更の理由による責任の所在により「建設請負仮契約書(案)」及び各「約款」記載事項が本項においても適用されると理解して良いでしょうか。	原因者問わずで契約書が優先適用されます。
81	42	第1章	第12節	8(1)	残存工作物・地中障害物	「予期せぬ大規模な工作物(抜杭工事が必要な杭等)や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う。」とありますが、残存工作物や地中障害物が認められた場合、また土壌汚染等が認められた場合は、本記載に該当し、「建設請負仮契約書(案)」及び各「約款」記載事項が本項においても適用されると理解して良いでしょうか。	原因者問わずで契約書が優先適用されます。
82	43	第1章	第12節	8(9)1)	施工方法及び建設公害対策	「・・・なお、洗浄水は工所用調整池に集水する。」とありますが、放流に関する河川協議は完了しているものと考えて良いでしょうか。また、放流に係る負担金は発生しないと考えて良いでしょうか。	敷地内にて処理してください。
83	43	第1章	第12節	8(11)	作業日及び作業時間	「作業日は、原則として、日曜日、国民の祝日及び・・・を除いた日とする」とありますが、現場作業は天候の影響を受けやすいこともあり、月曜～土曜、「国民の祝日」を出勤日としている場合が多いかと思えます。出勤する場合の手続きや地域住民との協定等の制約があればご教示願います。また「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする」とありますが、弊社は8時間勤務を原則としていることもあり、朝礼や危険予知活動等は午前8時から開始可能であり、現場作業に取り掛かる時間が8時30分以降との考えで良いでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
84	44	第1章	第12節	8(14)	工事経過の記録	「住民説明資料のための静止画・動画を記録する」とあります。本資料の要求レベルについてご教示願います。施設建設の記録として現場監督員がホームビデオ等で撮影した程度のものと考えて良いでしょうか。	記録内容及び記録頻度については、工事期間中に監督員と協議し決定するものとします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
85	44	第1章	第12節	8(15)	負担金	「本施設の本設の電気引込みに伴う負担金、・・・」とありますが、事業者が想定で本負担金を正確に把握し適正にコスト反映することは困難です。貴組合が電力会社と実施された接続検討申請の状況及び具体的な負担金額をご教示いただけないでしょうか。	実績等をもとに想定してください。
86	45	第1章	第13節	1(8)～(12)	完成図書	「一式」と記載されているものは、「1部」と考えれば良いでしょうか。	監督員の指示とします。
87	46	第1章	第14節	-	検査及び試験	海外調達材料を使用した場合、事前にJIS等国内基準等と同等であることが分かる資料を提出し、監督員の承諾を受ければ、ミルシートは英文表記が認められると考えて良いでしょうか。	No66を参照。
88	50	第2章	第1節	5(2)	機器構成	「必要に応じて切替方式により、操作室から遠隔操作と現場操作切替が可能とすること。」とありますが、「操作室」とは「中央制御室」との理解で良いでしょうか。	適宜、中央制御室等に読み替え願います。
89	50	第2章	第1節	5(4)	機器構成	「粉じん発生箇所近傍には・・・盤を配置しない」とありますが、適切な粉じん対策（発じん防止等）が成されている場合は、粉じん発生箇所に該当しないとの理解で良いでしょうか。	極力避ける位置としてください。設備配置上で困難な場所は、保護等級に問題なき仕様としてください
90	51	第2章	第1節	6(8)	コンベヤ	「コンベヤ容量の余裕率は、最大輸送量に対して、主系統部分100%以上、その他部分50%以上を見込むこと。」とありますが、P.110「第7節 12飛灰搬送装置」のように上流に飛灰排出装置があり、排出量変動に一定の制限がある場合は「その他部分」に該当するとの理解で良いでしょうか。	「その他部分」に該当するかについては、実施設計段階にて確認するものとします。
91	51	第2章	第1節	7(10)	ポンプ	「排水処理システムの汚水ポンプの吐出配管は、原則としてポンプ1台につき1系統とすること。」とありますが、汚物等混入の恐れのないものについては、対象外とすることは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
92	55	第2章	第2節	2(6)12)	特記事項	「高さ1.5m以上の露出する鉄部は、原則としてSUS304同等以上とする」とありますが、13)の記述から床面よりH=1.0m以下にある露出した鉄部が該当すると理解して良いでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
93	59	第2章	第2節	7(4)5)	特記事項	「(4)5 一般車両、平ボディ車等の・・・」とありますが、ダンピングボックスにおいて、投入量が最大となる車両として、どの程度を想定されていますでしょうか。	4tバッカー車又は4t平ボディ車を想定しています。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
94	59	第2章	第2節	7(4)5	特記事項	本項に「・・扉寸法、開閉速度はダンピングボックス用であることを踏まえ計画すること。・・」とありますが、一方、P.57「5.ごみ投入扉(2)数量 5門以上(ダンピングボックス用の投入扉1門以上を含む)」とあり、同項「(3)主要項目3)有効開口部高さ 5.0m以上(ただし、1箇所は、7.0m以上とすること)」とあります。 したがって、ダンピングボックス用投入扉開口高さは必ずしも5.0m必要ではなく、運用上の必要高さで可と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	68	第2章	第3節	4(3)5	レンガ積方式	「レンガ積方式」とありますが、「レンガ積」以外に「不定形耐火物」でも可と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	70	第2章	第3節	5(5)8	特記事項	「炉体間に直通階段を設ける」とありますが、どのようなものを想定されていますでしょうか。	炉体の間に地下階から上階まで直列の設置としてください。
97	75	第2章	第4節	1(4)8	特記事項	「ボイラの支持は、・・自立耐震構造とすること。・・」とありますが、ボイラはボイラ架構からの支持とし、支持方式は上部からの懸垂方式でも可と考えて良いでしょうか。	耐震構造を満足することを前提に事業者の提案とします。
98	79	第2章	第4節	7(4)6	特記事項	「脱気器をバイパスし、復水タンクから直接ボイラーへ給水できる設備を設ける」とありますが、本記載の意図をご教示いただけないでしょうか。 もし、目的がボイラ立上前の水張り等である場合は、ボイラ給水ポンプでなく、脱気器給水ポンプで直接ボイラーへ水張り可能とすることで対応可能でしょうか。	故障時・緊急時において、空焚き防止のため脱気器以外の経路からも送水できることを想定しています。
99	80	第2章	第4節	8(2)	数量	「数量 1基」とありますが、脱気器を各炉の共通機器とした場合、ボイラ点検、脱気器トラブル等で両炉を停止する必要があるため、各炉に設置し、「2基」と考えて良いでしょうか。	可とします。
100	83	第2章	第4節	13(2)	数量	「(原則として2分割とし、1炉運転の場合等に使用範囲を低減できる計画とする)」とありますが、低負荷運転に支障のない設計とし、分割なしの1系列とすることは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
101	85	第2章	第4節	15	排気復水移送ポンプ	「14排気復水タンク」と「16復水タンク」の間において、復水器機内圧に対して十分なヘッド差が確保出来る場合、自然落下方式として本ポンプを設置しないことで提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
102	85	第2章	第4節	16(5)5	特記事項	「本タンクからのフラッシュ蒸気は、低圧蒸気復水器下部に導き拡散すること」とありますが、低圧蒸気復水器下部は冷却空気吸込スペースであり冷却空気温度上昇低減の観点より、低圧蒸気復水器上部に変更することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
103	87	第2章	第2節	20	ボイラ揚水ポンプ	「ボイラ用水受水槽からボイラ用水高置水槽に送水を行うために設ける」とありますが、P117 第8節 給水設備では「高置水槽は必要に応じて設置すること。」とあります。つきましては、ボイラ揚水ポンプの要否については、第8節 給水設備の記載に準じると理解して良いでしょうか。	ボイラ用水高置水槽は設置願います。
104	90	第2章	第5節	1(7)5)	特記事項	「逆洗式ストレーナを1炉につき1基設置すること。」とありますが、炉運転中のオフライン清掃が可能であり、メンテナンスが容易な「複式ストレーナ」を提案させていただくことは可能でしょうか。	同等以上の能力を有することが確認可能であれば協議するものとします。
105	90	第2章	第5節	2(5)13)	特記事項	「バグフィルタを複数室に分割し、1室にトラブルが生じた際にも・・・処理可能なものとする。」とありますが、1室閉鎖時においてもろ過速度1m/min以下とする必要があるかをご教示願います。	1室閉鎖時においてもろ過速度を1m/min以下とします。
106	99	第2章	第6節	4(4)2)	特記事項	「燃焼空気の温度制御は、バイパス風道のダンパ操作により行い」とありますが、「蒸気量制御で行う場合は、熱交換器にドレンが逆流する障害を生じないものとする。」ともあります。どちらを採用するかは事業者提案によるとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	100	第2章	第6節	6(3)2)	主要部材	「減温塔以降の接ガス部（バグフィルタ接続部まで）はSUS316の5t以上とする。」とあります。本記載の対象は、減温塔～バグフィルタ入口接続部までであり、バグフィルタ以降の接ガス部材質については、事業者提案によるとの理解で良いでしょうか。また、ダンパ、伸縮継手等もダクトの仕様に合せた材質として良いでしょうか。	減温塔以降の全ての接ガス部材質についてもSUS316の5t以上とします。
108	100	第2章	第6節	6(4)2)	特記事項	「飛灰の堆積及び閉塞を防止するために、水平煙道はさけること。」と有りますが、ろ過式集じん器以降は除じん済であり、対象外との理解で良いでしょうか。	対象と理解してください。
109	102	第2章	第6節	8(3)	材質	「筒身の接ガス部はSUS316の6t以上」とありますが、「P.7 第2節 12. 配置・動線計画(11)」には「煙突の高さは、・・・材質については、耐熱・耐腐食・耐摩耗性を考慮し適材を使用・・・。」とあります。材質に関しましては、提案によるかと考えて良いでしょうか。	要求水準書p102の「8 煙突」に記載のとおりとします。
110	102	第2章	第6節	8(5)1)	特記事項	「昇降設備は、煙突頂部まで意匠壁内側の階段とする。」とありますが、煙突外筒最上部（屋外）へのアクセスは梯子で提案させていただくことは可能でしょうか。	頭頂部フロアまで、階段で行ける仕様としてください。
111	103	第2章	第6節	8(5)9)	特記事項	意匠壁はRC造。鋼板パネル等とするとの記載がありますが、アスロックまたはスパンクリートの使用も可能でしょうか。	耐腐食性・耐候性を確保できることを前提に、協議するものとします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
112	110	第2章	第7節	11(5) 5)	特記事項	「予備バケツは、バケツ置き場近傍の専用室に格納、保管する。・・・」とありますが、交換時のハンドリングの簡便性から専用室ではなく、カバー等の提案にさせていただくことは可能でしょうか。	同等以上の能力を有することが確認可能であれば協議するものとします。
113	111	第2章	第7節	13(1) 5)⑤	特記事項	「飛灰と同搬される空気を排気するバグフィルタを設け、排気は屋外に直接導くこと。」とありますが、万一のバグフィルタ不具合による外部へのダスト漏洩防止に配慮し、「環境集じん器」で代用の上、屋内排気に変更することは可能でしょうか。	同等以上の能力を有することが確認可能であれば協議するものとします。
114	118	第2章	第8節	4(6)3)	特記事項	「冷却水槽の容量は機器冷却水循環量の1時間分以上の容量とする」とありますが、「冷却水槽」とは「機器冷却水受水槽」と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	118	第2章	第8節	4(6)3)	特記事項	「冷却水槽の容量は機器冷却水循環量の1時間分以上の容量とする」とありますが、P116「表20 水槽類リスト（参考）」でも同様の記載が有ります。要用に関しても「参考」と考え、水槽容量は事業者による提案（循環水量の1時間分未満）が可能と考えて良いでしょうか。	不可とします。
116	133	第2章	第10節	11(4) 5)③	特記事項	ピークカットとして利用した場合、常用発電機としての取扱いになると想定されますが、設備費、保守費とピークカットによる運用費等を検討し、常用か非常用かを提案することは可能でしょうか。	事業者の提案とします。
117	146	第2章	第13節	1(4)6)	特記事項	「他の空気圧縮機と兼用することも可・・・」とあるため、本「雑用空気圧縮機」は、P.91「第2章 第5節 2ろ過式集じん器 (5)特記事項 13)飛灰払落し用の空気圧縮機」と兼用可能と考えて良いでしょうか。 なお、P.140「第11節 計装設備 5.計装用空気圧縮機」は、別設置とした上で本設備と相互補完するものとします。	同等以上の能力を有し、運転管理上のリスクや安全性に問題がないことを確認可能であれば協議するものとします。
118	149	第2章	第13節	6(2)3) ②	主要項目	「多目的室」がP.166「表27及び28 管理棟 必要諸室構成」に記載されておられません。収容人員、必要面積等をご教示下さい。	多目的室を研修室に読み替えるものとします。
119	153	第3章	第2節	2(2)2)	歩行者動線計画	どの部分から管理棟までの動線のことでしょうか。来訪者用駐車場から管理棟への歩行者動線と理解してよいでしょうか。	工場棟、管理棟、来場者及び職員駐車場からの歩行者の動線及び緑地への動線を想定しています。
120	155	第3章	第3節	1(2)	造成工事	「計画高は、FH=86.5mとする。」と記載されていますが、計画高を変更することは認められないのでしょうか。	No39を参照。
121	155	第3章	第3節	1(3)	軟弱地盤工事	公告資料のデータでは想定できない箇所での地盤改良等の対策が必要となった場合は、別途協議と考えて宜しいでしょうか。また、汚染土の存在により対策が必要となった場合について、別途協議と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	契約書に記載のとおりとします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
122	155	第3章	第3節	2(1)	施設用地内道路工事	「道路勾配は、5%以下で計画すること。」と記載されておりますが、安全性及び機能性に支障のない範囲であっても道路勾配が5%を超えることは認められないのでしょうか。ご教示願います。	No126を参照。
123	155	第3章	第3節	1(2)	造成工事	FH=86.5mを遵守した上で、極力残土の場外搬出を行わないように努める造成工事とするという理解でよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	155	第3章	第3節	1(2)	造成工事	「敷地内の造成工事については、…計画高は、FH=86.5mとする。切土・盛土のバランスに考慮し、極力残土の場外搬出は行わないように努める。」とありますが、造成工事の残土を極力発生させないため、施設の安全性、機能性を損なわない範囲で計画高の条件を緩和頂けないのでしょうか。	No39を参照。
125	155	第3章	第3節	1(2)	造成工事	意匠面に配慮された擁壁の具体例を提示願います。	事業者にて想定願います。
126	155	第3章	第3節	2(1)1)	施設用地内道路工事	「施設内道路については、「道路構造令」及び「開発許可制度の解説及び埼玉県の審査基準」に準拠して計画すること。なお、道路勾配は、5%以下で計画すること。」とありますが、造成工事の残土を極力発生させないため、上記構造令及び審査基準を満たすと共に冬季凍結対策を考慮する事を条件に、道路勾配条件を緩和いただけないのでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
127	156	第3章	第3節	2(2)	駐車場工事	その他職員・作業員用の必要台数は、運営事業者が判断するものであり、台数に関して貴組合からの要望はないものと考えてよいですか。	お見込みのとおりです。
128	156	第3章	第3節	2(3)	構内排水設備工事	外構以外とし、建物本体に設けてもよいのでしょうか。	不可とします。
129	156	第3章	第3節	2(4)3)	植栽工事	散水設備は、新設植栽部分のみに必要と考えてよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	156	第3章	第3節	2(5)1)	門柱	設置位置をご指示願います。	詳細の位置は実施設計時に協議します。
131	156	第3章	第3節	2(5)2)	フェンス	フェンスは必ずしも敷地境界全体を囲む必要は無く、造成し業務用地として使用する部分周辺等に管理上必要と思われる設備を事業者提案によると考えて良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	156	第3章	第3節	2(5)2)	フェンス	敷地境界全てに必要でしょうか。設置位置をご指示願います。	No131を参照。
133	156	第3章	第3節	2(6)	外灯工事	本施設用地と敷地は同意でしょうか。敷地境界が既存樹林地となる箇所においても周辺を照らすような外灯が設置が望まれるということでしょうか。	造成し、業務用地（施設入り口部も含む）として使用する部分の周辺を想定しています。
134	157	第3章	第3節	2(7)	車庫棟	車庫棟を管理棟と合棟にすることは可能でしょうか。	可とします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
135	157	第3章	第3節	2(7)	車庫棟	この5台は（2）駐車場工事記載の台数30台に含まれていますか。また、設置箇所候補が挙げられていることから、箇所に関する要望はないものと考えてよいですか。	要求水準書p156の駐車場台数に含まれません。
136	157	第3章	第3節	2(7)1 ⑤	収納車両	「5台分(一般車)」とありますが、具体的に車両(サイズ)をご教示いただけませんか。また、パッカー車等の業務用車両はないと考えて良いでしょうか。	普通乗用車3台とダンプ車(10t)2台を想定しています。
137	157	第3章	第3節	2(8)	ストックヤード	「搬入された粗大ごみを破砕機へ投入するまで一次保管するためのストックヤードを整備」とありますが、工場棟と隣接とすることは可能でしょうか。	事業者の提案とします。
138	157	第3章	第3節	2(8)	ストックヤード	P56「3可燃性粗大ごみ一時貯留ヤード」と含め、粗大ごみの受入等運用の方法については、事業者提案によるとの理解で良いでしょうか。	不可とします。
139	159	第3章	第4節	1(1)7)	設計方針	<p>・本項「全階の見学を可能とするためのエレベータ設備を設けること」</p> <p>・P.161「3工場棟平面計画(13)」には「見学箇所を同一階に配置するなど、見学者の移動が最小限となるよう、見学箇所の配置、見学者動線に配慮すること」</p> <p>・P.161「3工場棟平面計画(15)」には「棟内要所にエレベータを設け、メンテナンス作業に使用可能なものを作業用として設置する。なお、見学者用は別途設置する。」</p> <p>・P.183「4エレベータ設備工事」に「エレベータ設備を設ける。工場棟に2台、管理棟に1台以上を計画する。すべて各階停止とし、常時停止階は各施設に適応したものとす。」</p> <p>とありますが、「見学者用」に関しましては、見学動線階の停車と考えて良いでしょうか。また、見学者動線が1フロアで完結する場合、見学者用は設置する必要が無く、その場合工場棟への設置は作業用の1基で良いと考えて良いでしょうか。</p>	不可とします。
140	159	第3章	第4節	1(1)8)	設計方針	緑化率を満足するためとありますが、緑化条例等で必要がない場合は屋上緑化不要という理解でよいですか。	法及び条例等で定めた緑化率を満足する場合は、お見込みのとおりです。
141	159	第3章	第4節	1(1)11)	設計方針	どの車を対象としていますか。外構工事ではなく建築工事に記載してある理由は何でしょうか。	要求水準書p187の電気自動車またはプラグインハイブリッド車を想定しています。後段について、記載場所を問うものではありません。
142	160	第3章	第4節	1(2)3) ③	負荷の制御	当該施設においては具体的にどのような構成となっていれば「スケルトンインフィル」ということになるのでしょうか。	構成を指定するものではありません。改修の際、躯体を全て解体して再度新築するのではなく、内部の間取変更、設備機器・配管等がしやすく、躯体を壊すことなく改修時の床・梁の耐荷重への考慮を含め機能・用途変更に対応出来るような検討を予めしておくことを想定しています。
143	161	第3章	第4節	3	工場棟平面計画	具体的に提示のない諸室の規模、倉庫を配置する要所等については運営事業者の判断で設定するものであり、貴組合からの要求水準はないものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準に記載のとおりとします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
144	161	第3章	第4節	3(16)	工場棟平面計画	工場棟の玄関とは、運転職員用玄関のことでしょうか。他の出入口には風除室は必要ないと考えてよいでしょうか。	合棟の場合は、来客者用、職員用とし、運転職員用玄関は、別に設けるものとし、ます。 なお、風除室については、要求水準書p169 4(2)を参照願います。
145	162	第3章	第4節	3(20)4)	炉室、選別装置室	ピットが無い場合は防水仕様は不要と考えてよろしいでしょうか。	乾式清掃でない限り、水洗い部床は防水仕上げとしてください。
146	163	第3章	第4節	3(22)1)	送風機室等	「誘引通風機室、押込送風機室(一次、二次)、・・・その他の機械室は、原則としてそれぞれ専用室に収納し、防音・防振対策、室温上昇対策を行うものとする。」とありますが、防音・防振対策が必要な機器を専用の機械室に収納するものとし、各機械室への機器の配置・集約に関しては事業者提案とさせていただいて良いでしょうか。	事業者の提案とします。
147	163	第3章	第4節	3(23)1)	有害ガス用薬剤、脱硝薬剤設備室	「・・・送風機、器具、風洞等を整備するものとする。」とありますが、ここで「風洞」とは「風道」と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	164	第3章	第4節	3(25)	灰クレーン操作室	近接して手洗いを設けることと記載がありますが、「第2章 第7節 11灰クレーン」では手洗いと水洗便所と記載されています。本項記載が正と考えて良いでしょうか。	要求水準書p110 11灰クレーン(5)15)を正とします。
149	164	第2章	第4節	3(25)3)	灰クレーン操作室	「灰積出場及び灰ピット内部への視野を確保する。」とありますが、ITVのピット内映像を操作室内モニタで監視することをご提案させていただくことは可能でしょうか。	ITVとの併用は可としますが、ITVのみでの監視は、不可とします。
150	164	第3章	第4節	3(27)4)	その他	二方向避難について、非常時においてはプラントのメンテナンス階段も利用可と考えて良いでしょうか。	原則、不可とします。詳細は、実施設計時に協議するものとします。
151	166	第3章	第4節	4(1)	必要諸室	来場者、来客、見学者、一般者、一般利用者、作業員、職員の定義をご教示下さい。	来場者は、来客、見学者、一般者、一般利用者を含みます。 一般者と一般利用者は同様です。 作業員は、本事業に関する全作業員とします。 職員は、組合職員を示します。
152	166	第3章	第4節	4(1)表27	渡り廊下	管理棟と工場棟を別棟にする場合、添付資料3同様に車両動線上部を通行する連結廊下(渡り廊下)が必要となるものと思われる。当該部分を外部廊下とするか、内部廊下とするかは、運営事業者の判断でよろしいでしょうか。また、当廊下部分は工場棟・管理棟どちらの部分として、あるは、付属棟として、提案書・図面を作成すればよいでしょうか。	外部廊下とすることは、不可とします。 提案書・図面については、事業者の提案とします。
153	166	第3章	第4節	4(1)表27	必要諸室	表27(本組合・見学者用)において、必要設備の中の備品類で仕様・員数が記載されていないものがあります。整備費用算出のため、WH寸法、概略仕様、個数等を提示願います。	事業者の提案とします。
154	166	第3章	第4節	4(1)表27	必要諸室	各室の隣接配置、近接配置に関する要求水準はないものと考えてよいですか。	事業者の提案とします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
155	167	第3章	第4節	4(1)表27	必要諸室	「表27 管理棟主要諸室構成」の「研修室（大会議室）」は、災害時には避難者が寝泊り可能となることを考慮して計画すること、とありますが、何名程度を収容することを想定されていますか。	事業者の提案とします。
156	168	第3章	第4節	4(1)表27	必要諸室	「表27 管理棟主要諸室構成」の「見学者ホール（展示スペース）」は、災害時には避難者が寝泊り可能となることを考慮して計画する、ありますが、何名程度を収容することを想定されていますか。	事業者の提案とします。
157	168	第3章	第4節	4(1)表27	必要諸室	「見学者ホール」は管理棟の要求諸室としてありますが、見学者動線計画提案として工場棟に設けることも可能でしょうか。	不可とします。
158	168	第3章	第4節	4(1)表27	必要諸室	展示コーナー、図書室・資料室、情報コーナーのレイアウトについて、区画する特定の諸室があればご教示ください。	事業者の提案とします。
159	168	第3章	第4節	4(1)表27	必要諸室	展示コーナーの図書室・資料室の図書、及び関連資料について、数量(冊数)をどの程度お見込ですか、また、指定の資料があればご教示ください。	事業者の提案とします。
160	168	第3章	第4節	4(1)表28	必要諸室	表28（運営事業者用）において、必要諸室の過不足、諸室規模、備品の仕様・員数については運営事業者判断であり、貴組合からの要求水準はないものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	170	第3章	第4節	5(1)1	基本方針	「・・S造外壁はPC版、コンクリート成形版・・」との記載がありますが、アスロックあるいはスパンクリートの使用も可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
162	170	第3章	第4節	5(1)1	外壁	コンクリート成形版とは、押出し成形セメント板（アスロック板等）・軽量気泡コンクリート板（ALC板等）のことでしょうか。また、P172の外壁項の記載も同じと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
163	172	第3章	第4節	5(5)1⑥	屋根	鋼材の最低板厚が2.0mm以上との記載がありますが、庇や工場棟以外の屋根も全て同様でしょうか。	庇や工場棟以外の屋根は対象外とします。
164	181	第3章	第5節	3(3)8	衛生器具設備工事	業務用洗濯機及び乾燥機をそれぞれ4台設ける旨、及び一般作業衣用と重作業着用とで洗濯室は分ける旨の記述があります。それぞれ2台ずつ洗濯機及び乾燥機を用意すると理解して良いでしょうか。また貴組合用と運営事業者用洗濯室を別に用意する場合、貴組合向けにつきましては、一般作業衣用と重作業着用の別は無く、洗濯室を分ける必要はないと考えて良いでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、組合用に洗濯機と乾燥機を各1台とします。
165	添付資料1	次期更新施設基本計画	現況図	-	-	工事区域内に埋設管（水道・ガス等）等が埋設/布設されている場合、埋設位置をご教示願います。またその場合、ルートの変更、切廻し等の処置は必要でしょうか。	高区配水池からの水道管（75mm VP管）が区域内の町道に沿って、町道2号線方向に敷設されていますが、詳細図面等はありません。必要に応じ、撤去願います。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
166	添付資料3	次期更新施設基本計画	配置図	-	高区配水池	区域内北西側にある高区配水池は現在も使用されていますでしょうか。使用されている場合に工事中は工事区域からのアクセスは不要と考えて良いでしょうか。	使用されていません。
167	添付資料3	計画図	配置図	-	上水取合点	上水の接続箇所は、高区配水池、町道2号線からのいずれでしょうか。また、取合点をご教示願います。	No43を参照。
168	添付資料3	計画図	配置図	-	高区配水池横階段	事業用地西側法面に沿って、高区配水池部分から事業用地に向けて階段が記載されていますが、 ・本階段は、本工事内で事業者所掌として設置する階段でしょうか。事業者所掌であれば必要な仕様をご教示願います。 ・法面確認メンテナンス用、生活通路として常時使用等、本階段の用途をご教示願います。	前段について、事業者の所掌です。仕様については、機能性、意匠性や安全性等に配慮されることを前提に、事業者の提案とします。 後段について、町道2号線に抜けるための生活通路として設けるものです。
169	添付資料4-2	次期更新施設用地測量業務	流末水路整備検討図	計画図	-	生活排水は、浄化槽処理後放流となりますが、北側調整池、南側調整池どちらへも放流可能と考えて良いでしょうか。	No51を参照。
170	添付資料4-2	次期更新施設用地測量業務	流末水路整備検討図	北部拡大図	-	北側調整池①の形状が、法面仕上げであり、浸透式の様に思われます。調整池は全て浸透式でよろしいでしょうか。また、要求水準書 P.156「第3節 2外構工事(2) 構内排水設備工事」に「・・余剰雨水は雨水浸透設備に接続」とあり、雨水樹等も浸透式で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	添付資料4-2	計画図	流末水路整備検討図	北部拡大図	-	調整池の流末の沼のHWL(ハイウォーターレベル)をご教示ください。	提供可能な情報はございません。
172	添付資料4-2	計画図	流末水路整備検討図	南部拡大図	-	調整池の流末の沼のHWL(ハイウォーターレベル)をご教示ください。	提供可能な情報はございません。

■要求水準書（運営・保安全管理業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
173	5	第1章	第2節	17	災害発生時の協力	「・・・処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。」とありますが、災害発生時において、廃棄物処理の継続及び地域住民保護の観点から、極力の対応をさせていただきますが、企業としてのSPCの人件費その他増大分等固定費部分につきましても、状況により、変動費単価内に転嫁の上見直しいただける等その取扱いについて別途ご相談させていただけると考えて良いでしょうか。	本事業は、性能発注方式を採用しており原則不可としますが、変更の場合の費用負担については、運営委託仮契約書(案)第6条第3項の適用があります。
174	8	第1章	第3節	4	契約金額の変更	「2. 提案書の変更」に「・・・、本組合の指示により変更する場合はこの限りではない。・・・」とありますが、本項に関しまして費用精算が発生する場合「運営委託仮契約書(案)」第6条に基くものと理解して良いでしょうか。	本事業は、性能発注方式を採用しており原則不可としますが、変更の場合の費用負担については、運営委託仮契約書(案)第6条第3項の適用があります。
175	11	第2章	第2節	(1)	有資格者の配置	「一般廃棄物を対象とした発電付ストロカ炉施設の現場総括責任者としての経験」とありますが、「入札説明書」内、P.4「IV 入札に関する条件等 (2) 入札参加者の要件 カ運営企業は、次の要件を満たしていること (ウ)」においては、「一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験」との記載になっております。資格要件に相違がありますが、どちらが正しいでしょうか。	要求水準（運営・保安全管理業務編）のp11第2章第2節(1)の記載は、入札説明書p4IV(2)カ(ウ)の記載に読み替えるものとします。
176	15	第4章	第2節	4	ユーティリティ条件	「・・・なお、基本設計図書による売電電力量(売却電力費)及び用役量を遵守すること。」とあります。「売却電力量」「電力売却費」及び「用役量」は、提案時点での想定運転条件における電力量、電力売却費、用役量であるため、運営開始後実際の運用条件(ごみ質、ごみ量等)に合せて合理的換算等実施の上、適正性を評価されるものと理解して良いでしょうか。またその場合、その換算方法等は契約時事前に協議の上、契約書内に明記されると考えて良いでしょうか。	組合が提示している想定運転条件が実際の運転条件と乖離した場合は、事業者の責任においてこれを明らかにした場合において、協議に応じます。
177	16	第4章	第2節	7(1)	重機類・車両等の仕様	「事業者は、要求水準書(設計・建設業務編)で納入される重機類・車両等以外で、・・・」とありますが、当該書類内で車輛納入指示をいただいている箇所をご教示いただけないでしょうか。	「要求水準書（設計・建設業務編）によって、必要と判断され、事業者によって納入される重機類・車両」とご理解ください。
178	16	第4章	第5節	(7)	搬入管理	「事業者は、粗大ごみを受入れること。」とありますが、粗大ごみとは、「要求水準書(設計・建設業務編)」内、P.4「第1章第2節 1. 処理能力 (2) 処理対象ごみ」記載の「(2) 可燃性粗大ごみ」を指すと理解して良いでしょうか。	No48を参照。
179	17	第4章	第6節	(4)	適正処理	「事業者は、粗大ごみを解体し、粗大ごみに含まれる不燃物等を選別すること。」とありますが、これは、「可燃性粗大ごみからの選別」を指し、「不燃粗大等」は該当しないと考えて良いでしょうか。	No48を参照。

■要求水準書（運営・保安全管理業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
180	17	第4章	第8節	(5)	搬出物の保管及び積込	「事業者は、・・・組合より要請があった場合は、選別した不燃物を組合が指定する場所(川角リサイクルプラザ等)へ運搬すること。」とありますが、「入札説明書」内、P.2「II事業の概要 1.事業内容に関する事項 (4)事業内容 オ 事業の対象となる業務範囲 (イ) 本組合が行う業務 ②本施設の運営・保安全管理に関する業務」において、「焼却残さ等の運搬・処分及び資源化物の運搬・売却」に関する業務記載がされており、事業者が行うべき業務の範囲外と考えて良いでしょうか。 また、仮に川角リサイクルプラザ等への運搬業務等を事業者が行う場合、車両購入または手配、保険、業務費用等はどのように考えれば良いでしょうか。またその責任分界点をご教示ください。	前段について、選別した不燃物を川角リサイクルプラザ等へ運搬することは、事業者の業務範囲とします。 後段について、事業者にて、車両及び人員を手配願います。
181	19	第5章	第2節	(1)	備品・什器・物品・用役の調達・管理	「事業者は、経済性を考慮し、本施設に関する備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本組合に提出すること。・・・」とありますが、備品・什器等において「リース」の活用は可能でしょうか。ご教示ください。	可とします。
182	28	第8章	第2節	(1)	売電業務の事務手続き	「・・・、売電収益は本組合に帰属するものとする。」とありますが、売電契約は貴組合が電力事業者と締結されると理解して良いでしょうか。また、供給契約(買電契約)も同様と考えて良いでしょうか。	電力の契約については、実施設計において協議するものとします。
183	28	第8章	第2節	(2)	売電業務の事務手続き	「インバランス料金(不足分)については、事業者の負担とする。」とありますが、 ・インバランスの責務は小売電気事業者にあると思われまれ、事業者が事業計画上小売電気事業者になるか否かは事業者が判断すると考えて良いでしょうか。 ・事業者インバランスの責務があり、ペナルティが生じた場合、ペナルティが生じた理由の原因及びその責任の所在により「運営委託仮契約書(案)」記載事項が本項においても適用されると理解して良いでしょうか。	前段については、事業者が小売電気事業者になるか否かは、事業者の判断です。 後段については、原因者問わずで契約書が優先適用されます。
184	28	第8章	第3節	(3)	発電条件	「基本設計図書に提示した「売却電力量/年」及び「売電収入費/年」を保証すること。」とあります。 ・「売却電力量/年」及び「売電収入費/年」は、提案時点での想定運転条件における電力量及び収入費であるため、運営開始後実際の運用条件(ごみ質、ごみ量等)に合わせて合理的換算等実施の上、適正性を評価されるものと考えて良いでしょうか。 またその場合、その換算方法等は契約時事前協議の上、契約書内に明記されると考えて良いでしょうか。	No176を参照。
185	29	第9章	第3節	(1)	見学者対応	「事業者は、本組合が見学者対応への説明を行う際に、施設の稼働状況…。なお、見学者の受付は本組合が行う。」とありますが、貴組合が、一般、団体、行政からの見学の受付、説明のご対応をされるという認識で良いでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

■要求水準書（運営・保全管理業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
186	30	第10章	第2節	(1)	清掃	「事業者は、本施設の清掃計画を作成し、本組合の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の清掃を含むこと。」とありますが、清掃範囲及びグレード、頻度はどのようにお考えでしょうか。具体的なお指示をお願いいたします。	日常清掃等は、業務に支障のない範囲を想定し、定期清掃等は、ワックスがけや拭き掃除、調整池の浚渫等を想定しています。範囲については、造成範囲を含め想定しますが、計画書をみて判断します。
187	30	第10章	第3節	(1)	植栽管理	「事業者は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽計画を作成し、本組合の承諾を得ること。」とありますが、範囲及びグレード、頻度はどのようにお考えでしょうか。具体的な指示をお願いいたします。	原則として敷地境界内の全ての植栽の範囲を含みますが、詳細の範囲及びグレードは、実施設計時の協議によります。なお、頻度としては、年1回以上の剪定、薬剤散布、適宜の水撒きを想定しています。
188	30	第10章	第3節	(1)	植栽管理	敷地内ではあっても、実際に使用する業務用地以外の現況のまま残る部分においては、本項は適用されないと理解して良いでしょうか。	No187を参照。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
189	1	I	2	(1)	開札	「・・・なお、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とする。」とありますが、予定価格は「事業費の合計金額」のみ設定されており、「建設請負代金相当分」「委託料」各々個別には設定されないと考えて良いのでしょうか。仮に個別に設定される場合、その上限価格は公表されると考えて良いのでしょうか。	予定価格は、応札価格（合計金額）に対して設定しています。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
190	様式第1号	-	-	-	構成員	本様式内に記載されている「構成員」とは「基本協定書(案)」及び「特定事業契約書(案)」内に記載されている「構成員」と同義ではなく、「入札説明書」内で定義されているところの「構成企業」を指すと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
191	様式第1号	-	-	-	代表者	各構成員の代表者は、代表取締役を記載するのでしょうか。または、鶴ヶ島市の入札参加資格に登録されている者を記載するのでしょうか。	鶴ヶ島市の入札参加資格に登録されている代表者を想定していますが、代表取締役でもかまいません。
192	様式第2号 [1/3]	-	-	-	構成員 一覧表	本様式内に記載されている「構成員」とは「基本協定書(案)」及び「特定事業契約書(案)」内に記載されている「構成員」と同義ではなく、「入札説明書」内で定義されているところの「構成企業」を指すと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
193	様式第3号	-	-	-	構成員	本様式内に記載されている「構成員」とは「基本協定書(案)」及び「特定事業契約書(案)」内に記載されている「構成員」と同義ではなく、「入札説明書」内で定義されているところの「構成企業」を指すと理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
194	様式第3号	-	-	-	代表者	各構成員の代表者は、代表取締役を記載するのでしょうか。または、鶴ヶ島市の入札参加資格に登録されている者を記載するのでしょうか。	鶴ヶ島市の入札参加資格に登録されている代表者を想定していますが、代表取締役でもかまいません。
195	様式第13-2号 [2/2]	2	(2)	③	運転管理 業務	「・一定の運転状態における想定売電量及び提案する運転計画における・・・」とありますが、「一定の運転状態」とはどのような状態を想定されているのかご教示ください。	搬入ごみ量から最適な負荷率及び稼働日数を想定し、記載願います。ただし、負荷率は定格の80%以上としてください。
196	様式第14-4号	3	(2)	②	リスク 管理	「本事業に伴うリスクの認識と対応策について、以下に示す項目毎に記述してください。」とありますが、記載がありません。「以下に示す項目毎」とは何を示すかご教示ください。	リスクの内容、負担者、保険活用等について記載してください。

■基本協定書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問内容への回答
197	-	-	-	-	前文	「構成員」と「協力企業」の定義がされていませんが、「構成員」とは「SPCに出資する構成企業」、「協力企業」とは「SPCに出資しない構成企業」と理解して良いでしょうか。	記名押印により、特定されます。落札者のうち、SPCに出資する者が構成員、出資しないものが協力企業となります。
198	3	1	-	-	SPCの設立	「SPCは本店所在地を鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町以外の土地に移転させないものとし、」とありますが、当該市町内であれば移転は可能と考えて良いでしょうか。また、本施設完成後は、本店所在地を本施設に移転することは可能でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。移転の際にご通知ください。後段について、原則として本施設に移転することはできません。

■基本契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問内容への回答
199	-	-	-	-	前文	構成員と協力企業の定義がされていませんが、構成員とは「SPCに出資する構成企業」、協力企業とは「SPCに出資しない構成企業」と理解して良いでしょうか。	記名押印により特定されます。落札者のうち、SPCに出資する者が構成員、出資しないものが協力企業となります。
200	5	1	-	-	J Vの組成	特定建設工事企業体（甲型）を組成するがありますが、建設企業と設計企業が同一の企業である場合にはこの限りではないとあるため、建屋担当の建設企業と設計企業が同一であり、プラント担当の建設企業と設計企業が同一である場合で、建屋担当の建設企業とプラント担当の建設企業がJVを組成する場合には、乙型のJVでも良いと理解してよろしいでしょうか。	「この限りではない」の留保は、そもそもJVを組成する必要がない場合のことであり、甲型以外を認めるものではありません。
201	5	1	-	-	J Vの組成	上記の解釈に当たらない場合、国交省発行文例の「特定建設共同企業体協定書(甲)」及び「特定建設共同企業体協定書(乙)」の双方の第10条にて、請負契約に対するJV構成員の連帯責任を求めており、甲型乙型における責任範囲は同様ですが、甲型については「甲型共同企業体標準協定書の見直しについて(平成14年3月29日国交省総振第164号)」にて、請負契約に加え下請契約の連帯責任が明記される点が異なると考えます。甲型JVと同等の「請負者の責任」を反映したJV協定書等を提案できる場合には、甲型JVに限らないとしていただくことは可能でしょうか。	甲型以外は認められません。
202	5	2	-	-	J Vの組成	J V協定書の提出期限をご教示ください。	特定事業契約書の仮契約の前、基本協定書の締結後速やかに提出してください。
203	6	5	-	-	SPCの運営	構成員は、第2条第2項各号に規定される内容の履行を連帯して約束するとありますが、ここでの構成員とはSPCに出資する構成企業であり、SPCに出資しない構成企業は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	6	7	(4)	-	SPCの運営	「運営期間中におけるSPC資本金の額を【●】円未満にする減資」とありますが、【●】に入る金額は遅くとも契約協議において決定されると理解して良いでしょうか。	ご提案により示された金額を記入します。ご提案により示された金額を超える金額を実際の資本金とする場合に備える規定です。
205	6	10	-	-	SPCの運営	SPCが発注者に提出する事業報告書等の書類は、非公開会社に要求される書類を提出すれば良いと理解してよろしいでしょうか。	特定事業契約書に特段の定めある場合を除き、お見込みのとおりです。
206	10	1	-	-	再委託等	本条で参照される事業契約（建設請負契約、運営委託契約）でも、提案書に記載した以外の第三者への委託は全て承諾事項となりますが、軽微な部分についても例外なく承諾が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。

■基本契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問内容への回答
207	12	-	-	-	損害賠償	発注者は事業者の全部に対して、損害の全額について賠償請求できるとされていますが、運営・保全管理業務において損害が発生した場合、建設企業（建屋担当）がSPCに出資していない場合においても、当該建設企業も連帯して責任を負担するという意味にも解されます。建屋の設計や工事に瑕疵があった場合には責任を負担することは当然と思いますが、連帯して責任を負うのは、「設計・建設業務」（建設請負契約）と「運営・保全管理業務」（運営委託契約）のそれぞれの契約当事者としていただき、全事業者が連帯して責任を負うのは、「設計・建設業務」及び「運営・保全管理業務」以外で事象が発生した場合としていただきたく存じます。	本条は、本基本契約に違反した場合の規定です。各契約の違反については、各契約の定めるところにより律せられます。
208	14	1	-	-	契約の終了	本施設の引継ぎ時の「発注者の定める要求水準を満足する状態」とは、運営委託契約書第34条の「性能保証事項が確保され入札説明書等に定める各業務を契約終了後10年間にわたり継続して実施可能な状態」および要求水準書「本業務期間終了時の引渡し条件」に定めのある状態を上回るものでないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	15	5	-	-	秘密保持等	個人情報保護法の改正に伴い、適用除外制度が廃止されたため、念のため事業者が貴組合へ開示する個人情報にも適用するべく、本項を双務としていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
210	-	-	-	別紙4	事業者が行う業務	2. 7)見学者対応等業務, 8)関連業務について、範囲が広く貴組合の業務との切り分けが難しくなることが予想されますが、明確にさせていただくことは可能でしょうか	原案のとおりとします。
211	-	-	-	別紙5	発注者が行う業務	「2本施設の運営・保全管理業務」に「処理対象物の収集・運搬業務」の記載がありませんが、貴組合業務と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

■建設請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問内容への回答
212	-	-	-	-	-	-	運営委託仮契約第31条に規定されるように、建設請負契約においても、設計業務と建設業務の両者において、法令変更による追加費用の負担を認める規定を設けていただくことは可能でしょうか。	運営委託仮契約第31条と同様の規定を設け、契約書において修正します。
213	-	-	-	-	-	-	設計約款で「工期」とされているものは、入札説明書の事業概要で規定されている「設計・建設期間：平成30年4月から平成34年9月までの4年6ヶ月間」とは異なると考えますが、受注者が提出する業務工程表で定めるべきものでしょうか。	お見込みのとおりです。
214	設計約款1	6	-	-	-	著作権の譲渡	建築設計と土木設計の両方で、著作権を譲渡することになっていますが、「要求水準書(設計・建設業務編)第1章 第11節 12図書の著作権」とも記載が矛盾するようです。著作権は受注者に据え置いて使用権を発注者に与えるとさせていただけないでしょうか。	要求水準書にあわせ契約書において、修正します。ただし、無償の使用権については、本契約終了後も存続します。
215	設計約款2	10	-	-	-	一括再委託の禁止	提案書に記載した以外の第三者への委託は全て承諾事項となりますが、軽微な部分についても例外なく承諾が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
216	設計約款7	44	-	-	-	履行遅滞の場合における損害金等	「工期内に業務を完了することができないとき」とあり、工期については前記(No.2)で質問済みですが、損害金の計算対象となる「請負代金」についても、設計と建設にブレイクダウンするお考えはございますか？	設計の対価は、工事目的物に含まれることとなります。
217	工事約款1	3	1	-	-	工程表及び請負代金内訳書	契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し提出するとありますが、「設計図書」とは、「入札説明書」P.8 IV 3(9)(ク)に基づく理解して良いでしょうか。なお、当該「設計図書」には「工程表」の具体的記載はありませんが、「設計・建設業務に関する提案書」の「様式第12-5号」において提案する「工事工程」に基づく理解すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
218	工事約款1	8	1	-	-	特許等の使用	「発注者が施工方法を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったとき」は、免責とする規定を設けていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
219	工事約款3	17	4	-	-	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	「費用は、受注者の負担とする。」とありますが、検査の結果、原因が「貴組合起因」となった場合は、免責とする規定を設けていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
220	工事約款3	18	5	-	-	条件変更等	「その他発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り」とありますが、前記(No.1)の法令変更の場合の発注者負担をご検討いただくことは可能でしょうか。	No. 212を参照。
221	工事約款4	19	3	-	-	設計図書の変更	「その他発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り」とありますが、前記(No.1)の法令変更の場合の発注者負担をご検討いただくことは可能でしょうか。	No. 212を参照。

■建設請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問内容への回答
222	工事約款4	25	1	-	-	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	契約締結の日から12月を経過した後に…とありますが、この12月には設計期間も含まれると理解してよろしいでしょうか。	設計図書の承諾の日と契約書において修正します。
223	工事約款6	34	1			前金払及び中間前金払	工事の前金払は「請負代金額の10分の4以内」と記載されていますが、上限額はございますか。また、年度毎に予定出来高を割当てて支払い限度額を設定するのでしょうか。ご教示願います。	前段について、本条の適用はありません。後段については、お見込みのとおりです。
224	工事約款9	46の2	1	-	-	談合その他の不正行為による損害賠償の請求	「第43条の2各号」は「第43条の3各号」の誤りではないでしょうか。	契約書において修正します。
225	工事約款9	46の2	4	-	-	談合その他の不正行為による損害賠償の請求	「第43条第3項」は「第43条の2第3項」の誤りではないでしょうか。運営委託契約の「第35条の2第3項」のお考えからも「第43条の2第3項」が適切と思われれます。	契約書において修正します。

■運営委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問内容への回答
226	8	2	-	-	第三者の使用	提案書に記載した以外の第三者への委託は全て承諾事項となりますが、軽微な部分についても例外なく承諾が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
227	23	1	-	-	業務の履行責任	「理由の如何を問わず」というのはやや厳しいものと思われまして、「発注者の指示による場合、その他発注者の責に帰すべき事由による場合」は免責としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
228	23	3	-	-	業務の履行責任	債権法改正の趣旨に合わせ、「完全な履行を行った場合」は損害賠償の請求を回避いただくことは可能でしょうか。	完全な履行を行ってれば、債務不履行を構成しません。
229	24	1	-	-	履行遅滞の場合の損害金等	この場合の「履行期限」とは、入札説明書の事業概要にある運営期間の終了(平成50年3月)を指すのでしょうか。この場合の当該業務に係る委託料の額とは、平成49年度第4四半期分と考えてよろしいでしょうか。	前段について、履行期限の定めのある業務は、業務の終了に限りません。後段については該当する各四半期の委託料と考えてください。
230	25	1	-	-	損害賠償等	本条は双務にさせていただくことは可能でしょうか。	本施設は、発注者の所有に属します。従って、原案のとおりとします。
231	29	3	-	-	不可抗力によって発生した費用等の負担	【●】日以内の部分には、法令変更と同様、60日程度の日数が入ると考えてよろしいでしょうか。	60日と契約書において修正します。
232	34	1	-	-	検査	第23条第3項の「明け渡しから1年以内」の完全履行義務と、本条の10年の義務の違いを明示いただけますでしょうか。また、「10年にわたり継続して実施可能な状態」であるか否かは、検査員による検査で明確な判断がなされるものでしょうか。	前段について、23条3項は完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる期間を定めており、本条は明け渡し時の施設の状態を規定するものです。後段については、お見込みのとおりです。
233	34	4	-	-	検査	債権法改正の趣旨に合わせ、「補修・交換がなされた場合」は損害賠償の請求を回避いただくことは可能でしょうか。	補修・交換がなされた場合であっても、発注者に損害が生じれば、損害賠償の対象となります。
234	35	3	-	-	-	4行目、ただし書き以降の（ ）内の参照条項に誤りはないでしょうか。	4号とし、契約書において修正します。